

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！



事例 1

魚介類の販売業者から、「以前購入していただいたお客様にお得な商品を案内している」と電話があった。「コロナ禍で地元の観光客が減少し、たいへんだ」という話に同情し、魚介類セットを注文した。

以前購入した業者ではないことがわかった。販売業者の連絡先がわからずキャンセルできない。

事例 2

以前、旅先で魚介類を購入した業者から、「感染症流行で経営が苦しい。購入して助けてほしい」と電話があった。人助けになるならと思い、約2万円の品物を注文した。

届いた品物は貧弱なカニの足 2 本と塩辛など、まったく値段に見合っていないものだった。解約したと思い業者に連絡しているが、電話に出ない。

アドバイス

- おかしいと感じたら、「きっぱりと」断りましょう。

連絡先を言わなかったり、話の内容にウソがあるなど、不審な点があった場合は、長く話さずにきっぱりと断りましょう。

- 業者からの電話を受けて契約した場合は、クーリング・オフができます。

業者からの電話で購入を承諾してしまっても、契約書面を受け取ってから8日間は無条件に解除できます。

- 契約した覚えがない商品が届いた場合は受け取らないでください。

できれば、送り主の名前や住所をメモしてから受け取りを拒否しましょう。

- 万が一受け取ってしまった場合は、14日間保管しましょう。

受け取ってしまった場合、代金を支払う必要はありません。